

福岡県公報

平成二十九年六月二十七日
第三千九百四号
増刊
①

目次

規則(第二十二号)

○福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (福祉総務課) ……………

規則

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十九年六月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十二号

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福岡県災害救助法施行細則(昭和四十年福岡県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項(2)中「又は天幕の設営」を「天幕を設営し、又はその他の適切な方法」に改め、同項(3)を次のように改める。

(3) 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、一人一日当たり三二〇円以内とする。

別表第二の一の項中(4)を(6)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。)を設置した場合は、(3)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

(5) 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

別表第二の二の項救助の程度、方法及び期間の欄を次のように改める。

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型仮設住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「借上型仮設住宅」という。)(又はその他適切な方法により供与するものとする。

(1) 建設型仮設住宅
ア 建設型仮設住宅の設置に当たつては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能である。

イ 建設型仮設住宅の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて別に定め、その設置のため支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五、五一六、〇〇〇円以内とする。

ウ 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五〇戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五〇戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

エ 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型仮設住宅として設置できる。

オ 建設型仮設住宅は、災害発生の日から二〇日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

カ 建設型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第三項又は第四項による期限内(最高二年以内)とする。

キ 建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設

住宅の解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。

(2) 借上型仮設住宅

ア 借上型仮設住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(1)イに定める規模に準ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

イ 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならぬ。

ウ 借上型仮設住宅を供与できる期間は、(1)カと同様の期間とする。

別表第二の三の項(1)ア中「住家に被害を受けて炊事のできない者及び住宅に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者」を「又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者」に改め、同項(1)ウ中「一、一一〇円」を「一、一三〇円」に改め、同項(1)エ中「ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に三日分以内を現物により支給することができるものとする。」を削り、同表四の項(1)中「船舶の遭難」を「全島遭難」に、「き損し」を「き損等により使用することができず」に改め、同項(3)中「額の範囲内」を「額以内」に改め、同項(3)アの表中「五三、〇〇〇円」を「五二、九〇〇円」に、「五五、〇〇〇円」を「五四、九〇〇円」に、「六四、三〇〇円」を「六四、二〇〇円」に、「八〇、九〇〇円」を「八〇、八〇〇円」に改め、同表七の項(2)中「五七六、〇〇〇円」を「五七四、〇〇〇円」に改め、同表八の項(3)中「額の範囲内」を「額以内」に改め、同表九の項(1)中「により学用品をそう失又はき損し」を「によるそう失若しくはき損等により学用品を使用することができず」に改め、同項(3)中「額の範囲内」を「額以内」に改め、同項(3)イ中「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、七〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、一〇〇円」に改め、同表十の項(3)中「二一〇、四〇〇円」を「二一〇、二〇〇円」に、「一六八、三〇〇円」を「一六八、一〇〇円」に改め、同表十三の項(2)中「一世帯当たり一三四、八〇〇円」を「市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が一三五、一〇〇円」に改め、同表十四の項(1)ア中「避難」を「避難に係る

支援」に改める。

別表第三の一の項(1)ア中「二四、〇〇〇円」を「二三、六〇〇円」に改め、同項(1)イ中「一七、九〇〇円」を「一七、八〇〇円」に改め、同項(1)ウ中「一七、八〇〇円」を「一七、五〇〇円」に改め、同項(1)エ中「一五、三〇〇円」を「一五、一〇〇円」に改め、同項(1)オ中「一六、五〇〇円」を「一六、三〇〇円」に改め、同項(1)カ中「一九、九〇〇円」を「二〇、八〇〇円」に改め、同項(1)キ中「一九、〇〇〇円」を「一九、八〇〇円」に改め、同項(1)ク中「一九、五〇〇円」を「二〇、三〇〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。